

# 特定信書便事業の業務範囲の見直し等の 方向性

平成26年10月7日  
情報通信審議会郵政政策部会

# 1 特定信書便事業の業務範囲の見直し

## 見直しの方向性

- 一般信書便事業者に全国において原則3日以内に配達することを義務付けている一般信書便役務に係る信書便物の大きさ(長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm、3cm以下)と重複しない大きさの信書便物のうち、3辺の合計が73cmを超えるものを1号役務の範囲に追加し、その他のものは、将来、必要に応じ、1号役務の範囲への追加を検討。
- 信書便物の大きさと重量には相関関係があることから、一般信書便役務に係る信書便物の重量(250g以下)と重複しない重量の信書便物についても、将来、必要に応じ1号役務の範囲への追加を検討。

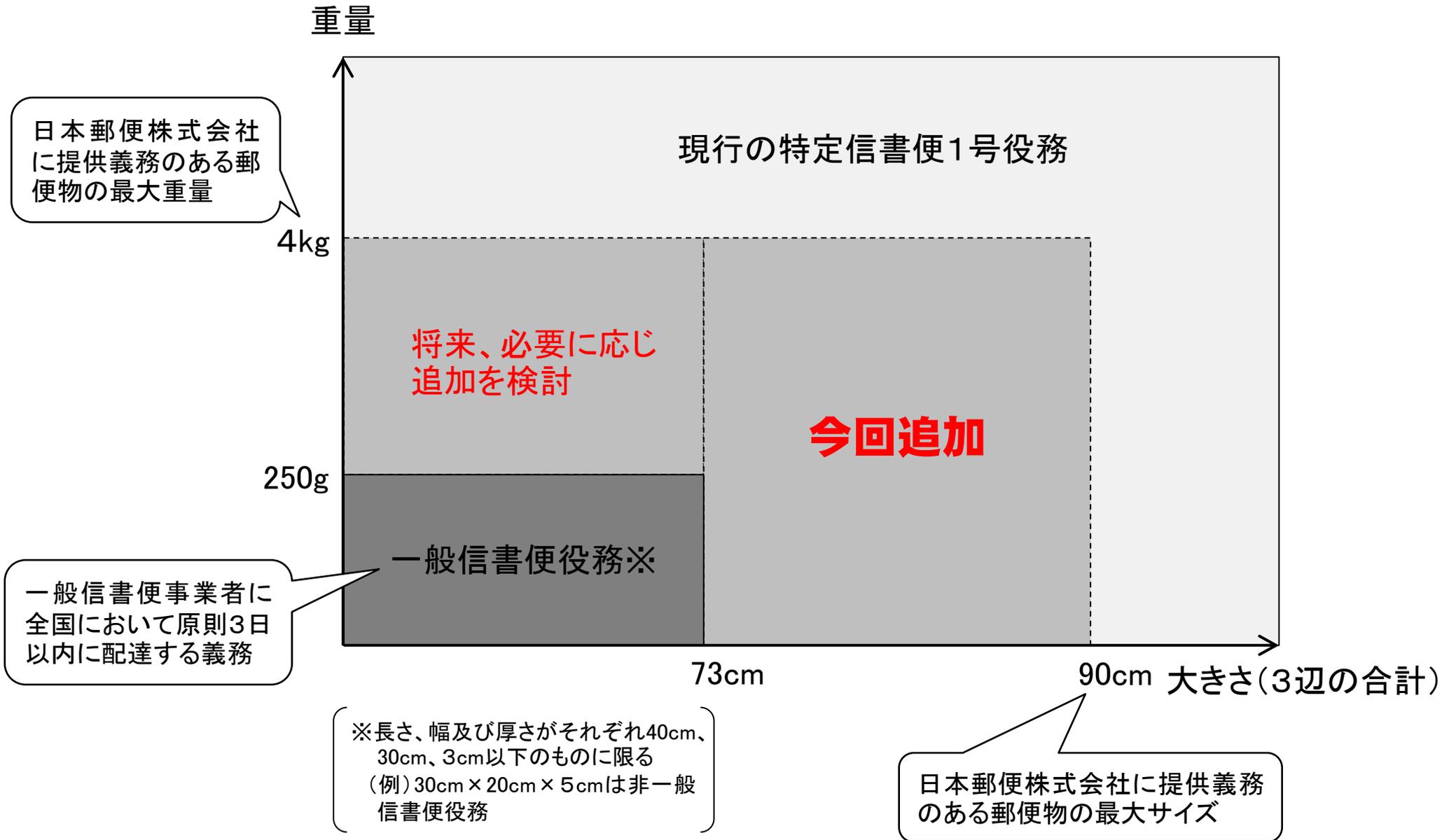
### <郵便のユニバーサルサービスに与える影響>

- 今回新たに追加する範囲と同等の大きさの郵便物(3辺の合計が73cmを超え90cm以下)は約385万通・約19億円(平成25年度)、郵便(第一種郵便物及び第二種郵便物)の収入全体に占める割合は約0.15%であることから、特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないと判断できる。
- 信書便事業者からは、A4サイズ(50.7cm)の信書の取扱いまで認めてほしいとの要望もあったが、この範囲と同等の大きさの郵便物は、約6.6億通・約1,589億円(平成25年度)、郵便(第一種郵便物及び第二種郵便物)の収入全体に占める割合は約12.4%にも達し、特定信書便事業者に取扱いを認めた場合、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与えると考えられる。

### <業務範囲拡大による効果>

- 平成25年度末現在の1号役務の参入事業者は355者、年間の通数は約681万通、売上高は約44億円(平成25年度)。3辺の合計が73cm超まで業務範囲が拡大した場合、A3サイズ(長さ42cm、幅29.7cm)を折らずに封入した封筒を送付できるようになり、これまで郵便のみが扱っていた約19億円分の市場に新たに参入可能となる。さらに、参入事業者が多様なサービスを提供することにより、新規需要の創出も期待できる。

# 1号役務の業務範囲の拡大の概念図



## 見直しの方向性

- 3号役務の料金の基準を現行の1,000円超から800円超まで引き下げる。
- なお、料金の基準の引下げに当たっては、利用者がサービス品質低下等の不利益を被ることのないよう留意する。
- また、3号役務の料金の基準については、今後も経済情勢の変化等を踏まえつつ、弾力的に見直していくことが必要。

### <郵便のユニバーサルサービスに与える影響>

- 今回新たに3号役務に追加する範囲と同等の料金（800円超1000円以下）の郵便物は約822万通・約70億円（平成25年度）、郵便（第一種郵便物及び第二種郵便物）の収入全体に占める割合は約0.55%であることから、特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないと判断できる。
- 既に3号役務の範囲となっている1,000円超の郵便物は約560万通・約71億円であり、郵便（第一種郵便物及び第二種郵便物）の収入全体に占める割合は今回新たに3号役務に追加する範囲と同程度。

### <業務範囲拡大による効果>

- 平成25年度末現在の3号役務の参入事業者は222者、年間の通数は約442万通、売上高は約68億円（平成25年度）。料金の基準が800円超まで拡大した場合、これまで郵便のみが扱っていた約70億円分の市場に新たに参入可能となり、レタックスのように1,000円以下で電報類似サービスが提供できるようになる。さらに、参入事業者が多様なサービスを提供することにより、新規需要の創出も期待できる。
- 信書便事業者からは、料金基準の引下げによるサービス品質の低下の懸念も表明されていることから、料金の基準の引下げに当たっては、総務省において、各事業者の事業許可に係る事業計画の遵守状況のチェックを徹底するとともに、事業者団体におけるサービス品質の維持向上に向けた自主的な取組を促進する。

## 2 郵便・信書便市場活性化のための規制緩和

## 見直しの方向性

- 信書便約款は認可制とされているが、ほぼ同内容の申請が多くなってきていること、また、業務範囲の拡大によって予想される新規参入や既存事業者の約款変更手続の増加に迅速に対応できるようにするため、総務大臣が作成する標準約款と同一の信書便約款により事業を行う場合には認可手続を省略するなど、手続の簡素化を図る。
- 信書便の業務の委託は認可制とされているが、同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、認可申請に係る添付書類を省略するなど、手続の簡素化を図る。  
(注)同様の認可申請手続とされている郵便の業務の委託についても、あわせて、手続の簡素化を図る。
- 信書便事業には法制定時の想定を超える多種多様な業態からの参入があり、今般の業務範囲の拡大によりこの傾向がより強まることが想定されるとともに、約款に係る認可手続の簡素化により事後規制に重点が移ることに伴い、事業者の社会的信用の維持向上と事業の適正な実施の確保といった信書便事業の健全な発達に係る業界の自主的な取組が従来に増して重要となることから、広報活動や講習会の実施、利用者保護等の信書便事業者団体の自主的な取組を促進する。

### <標準約款制度の導入>

- 標準約款制度は、信書便事業者が兼営することの多い貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業等の分野で既に導入されており、事業者には、認可手続の簡素化により、事務コストの軽減等のメリットが見込まれる。

### <業務委託に係る認可手続の簡素化>

- 特定信書便事業の業務範囲の拡大によって信書便物の取扱量が増加し、信書便事業者においては、能率的・効果的な事業運営の観点から、業務委託のニーズが高まることが想定される。信書便事業者からは、業務委託に係る認可手続の簡素化に係る要望がなされており、認可申請に係る添付書類を可能な範囲で省略するなど、手続の簡素化を図ることで、事業者は、信書便物の取扱量の増加に迅速に対応でき、ビジネスチャンスをより確実に捉えることができる。

## 見直しの方向性

- 特定信書便事業者の活発な市場参入や国際宅配便に対する需要の増加等により、様々な高付加価値サービスが多様な料金設定で提供されていることを踏まえ、市場動向をより迅速に反映した料金設定をできるようにするため、基礎的な信書送達を除き、郵便料金の届出手続を緩和する(事前届出⇒事後届出)。なお、料金水準について、万国郵便条約等の国際約束に適合していることをより確実に検証できるよう必要な措置を講ずる。
- 同様に、一般信書便事業者が一般信書便物の送達の役務に付加して行う役務についても、料金の届出手続を緩和する。

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 種別   | 右記以外   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3種郵便物(定期刊行物)</li> <li>・第4種郵便物(通信教育等)</li> </ul> |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種郵便物(封書)</li> <li>・第2種郵便物(葉書)</li> <li>・特殊取扱のうち郵便法上提供義務のあるもの(書留、内容証明等)</li> <li>・国際郵便のうち通常郵便物及び通常郵便物に係る書留・速達・受取通知</li> </ul> <p>基礎的な信書送達</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊取扱のうち郵便法上提供義務のないもの(代金引換、配達時間帯指定郵便等)</li> <li>・国際郵便のうち左記以外</li> </ul> |  |
| 料金規制 | 事前届出制(30日前)  | 事前届出制(10日前)<br>↓<br><b>事後届出制</b>   | 認可制  |